

鳥取市地域振興未来会議設置要綱

(設置)

第1条 地域住民が主体となって地域課題の解決に向けて議論するとともに、持続可能な地域共生社会のまちづくりを推進するため、地域振興未来会議（以下「未来会議」という。）を設置する。

(名称及び対象区域)

第2条 未来会議の名称及びその対象区域は、次のとおりとする。

名 称	対 象 区 域
国府地域振興未来会議	国府町総合支所管内
福部地域振興未来会議	福部町総合支所管内
河原地域振興未来会議	河原町総合支所管内
用瀬地域振興未来会議	用瀬町総合支所管内
佐治地域振興未来会議	佐治町総合支所管内
気高地域振興未来会議	気高町総合支所管内
鹿野地域振興未来会議	鹿野町総合支所管内
青谷地域振興未来会議	青谷町総合支所管内

(所掌事務)

第3条 未来会議の事務は次のとおりとする。

- (1) 地域特有の課題や地域振興について調査・研究を行い、解決策について検討すること。
- (2) 市に対して必要に応じ地域振興に関する提案を行うこと。
- (3) 地域未来プランの進捗管理を行うこと。

(組織)

第4条 未来会議は、それぞれ委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、対象区域に住所を有する者又は勤務している者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 未来会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、未来会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 未来会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(委員以外の者の会議への出席等)

第8条 未来会議は、必要があると認めるときは、当該未来会議の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、必要な説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(提案の尊重)

第9条 市長は、未来会議の提案を尊重し、対象区域の振興に努めるものとする。

(庶務)

第10条 未来会議の庶務は、各総合支所の地域振興課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、未来会議の運営に関し必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。